次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）

イ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点

ロ　北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点

ハ　北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点

ニ　北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点

ホ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点

七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間

（新設）

（新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○デジタル庁・総務省告示第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、令和六年デジタル庁・総務省告示第八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）等の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

（令和六年デジタル庁・総務省告示第八号の一部改正）

第一条　令和六年デジタル庁・総務省告示第八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務	情報
［略］	令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

改正前	
事務	情報
［同上］	令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。